

2024年度からの主な変更事項について

1. 介護保険料率の改定（2024年3月1日）

2024年3月分保険料（4月徴収分）より、下記のとおり介護保険料率が改定となります。

【改定前】 2.0%（事業主 1.0% ， 被保険者 1.0%）



【改定後】 1.8%（事業主 0.9% ， 被保険者 0.9%）

※一般保険料率は現行の9%（事業主 5.0% ， 被保険者 4.0%）より、変更はありません。

※2024年3月1日より当健康保険組合ホームページに『健康保険・介護保険の標準報酬月額・保険料額表』を掲載いたします。

2. 人間ドックの運用変更

現在、(株)ベネフィット・ワン（以下BO）または日本健康開発財団及び地域提携施設（地域提携施設も含め以下健発）の2機関を通して受診した場合は、全て「定期健康診断代用（以下定健代用）」として取り扱っていますが、BOについては、定健代用の継続が困難となったため、2024年度から2か年をかけて、以下の運用に変更していきます。

【2024年度】

BOについては、施設数を縮小（現行、約670施設⇒約450施設へ）し、定健代用人間ドックを継続します。健発については、2023年度から変更はありません。

※BO、健発ともに、2024年度の人間ドック受診の受付は3月18日（月）からとなります。

BOの受診可能施設については、同日、健保ホームにて掲出します。

※補助額については、2023年度より変更はありません。

BO：@20,000円／健発：@25,000円

【2025年度】

被保険者は原則、事業主側で実施される定期健康診断を受診されるものとし、BOの定健代用人間ドックは取止めとなる予定です。なお、健発については、引続き「定健代用」として取り扱うとともに、提携施設の地域拡充を図っていく予定です。

3. 現行の健康保険証の廃止

2024年12月2日（火）をもって、現行の健康保険証の新規発行は停止となり、原則、マイナ保険証による受診を前提としたものに切り替わります。加入者の皆様におかれましては、マイナンバーカードへの健康保険証の利用登録をお済ませの上、お早めにマイナ保険証を利用した受診に慣れて頂きます様よろしくお願い申し上げます。なお、切替わりに際しては、以下の対応を行う予定です。

・現行の発行済み健康保険証は、最長1年間有効(2025年12月1日迄)の経過措置を実施します。

- ・マイナ保険証を保有しない方へ、「資格確認書(注1)」を交付します。
- ・全ての加入者の方へ、「資格情報のお知らせ(注2)」を事業主経由で交付します。
注1：「マイナ保険証を持っていない」「紛失した」等の場合も、保険診療が受けられるように交付する時限的な証書
注2：加入者の正確な資格情報をお知らせする書面。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です。

※詳細は4月1日以降に更新される当健康保険組合ホームページをご確認下さい。